

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十六号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「委員会」の下に「若しくは法第百条第十二項に規定する協議又は調整を行うための場（第九条において「委員会等」という。）」を加える。

第九条第一項、第三項及び第四項中「委員会」を「委員会等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。